

山梨県公報

第千八百五十三号

平成二十年

五月十五日

木曜日

目次

告示

土地改良区の定款の一部変更の認可……………二六三

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………二六三

建築基準法に基づく道路位置指定……………二六七

公告

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定……………二六八

国土調査の成果の認証……………二六八

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十四件)……………二六八

基本測量の実施……………二七一

告示

山梨県告示第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十年五月八日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

二 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | | 土砂災害警戒区域の名称 | | | | | | | | | | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示 |
|------|-----|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------------|-------------------|
| 西沢 | 西沢川 | 清水の2 | 清水 | 十谷の3 | 十谷の2 | 十谷の2 | 十谷の2 | 十谷の2 | 十谷の2 | 十谷の1 | 十谷の1 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり (図面省略) |
| 地滑り | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | |

| 市町村名 | | 土砂災害特別警戒区域の名称 | | | | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|---------------------|--|
| 十谷の2 | 十谷の2 | 十谷の2 | 十谷の2 | 十谷の1 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり (図面省略) | |
| 十谷の2 | 十谷の1 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | | |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 西沢川 | 清水の2 | 清水 | 十谷の3 |
| 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

山梨県告示第二百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年五月十五日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

| | | | |
|-----|-------------|---------------------|----------------------------------|
| 増穂町 | 妙切 | 急傾斜地の崩壊 | 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略) |
| | 寺尾 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 蟹沢 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 柘窪・柘窪 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 窪平 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 向林 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 向林の2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | |

| | |
|---------|---------|
| 西田 | 急傾斜地の崩壊 |
| 田之頭 | 急傾斜地の崩壊 |
| 思沢 | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢川 | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山 | 急傾斜地の崩壊 |
| 柘窪 | 急傾斜地の崩壊 |
| 柘窪の2 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 柘窪の2 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 柘窪の2 3 | 急傾斜地の崩壊 |
| 円栗坂 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 円栗坂 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上高下北 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上高下北 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 南山 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 南山 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 窪平の2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北向 | 急傾斜地の崩壊 |
| 長久保 | 急傾斜地の崩壊 |
| 長久保の2 1 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 北神田 1 | 忍沢 | 腰巻 2 | 腰巻 1 | 遠田 2 | 遠田 1 | 北山 2 | 北山 1 | 南山 | 広見 | 大久保尻 2 | 大久保尻 1 | 北畑 4 | 北畑 3 | 北畑 2 | 北畑 1 | 南平 2 | 南平 1 | 長久保 の2 2 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|---------|---------|-----|-----|----------|----------|----------|----------|
| 西ノ入沢 | 倉沢川 | 利根川 | がに沢 | 栃窪沢 | 南沢 | 砂埜沢 | 砂埜西沢 | 天狗沢 | 北沢 | 南沢 | 北川 2 | 北川 1 | 思沢 | 畔沢川 | 小田沢 3 | 小田沢 2 | 小田沢 1 | 北神田 2 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 |

二 土砂災害特別警戒区域

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|------|------|------|------|------|-----|---------|---------|-----|--------|
| 増穂町 | | | | | 市町村名 | | | | | | | | | | |
| 窪平 | 柗窪・柗窪 | 蟹沢 | 寺尾 | 妙切 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 堺沢 3 | 堺沢 2 | 堺沢 1 | 川久保沢 | 依施室沢 | 原林沢 | 南琵琶沢川 2 | 南琵琶沢川 1 | 深沢川 | 最勝寺中の沢 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 地滑り | 地滑り | 地滑り | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| | | | | | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 次の図のとおり (図面省略) | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 長久保 | 北向 | 窪平の2 | 南山 2 | 南山 1 | 上高下北 2 | 上高下北 1 | 円栗坂 2 | 円栗坂 1 | 柗窪の2 3 | 柗窪の2 2 | 柗窪の2 1 | 柗窪 | 城山 | 矢川 | 田之頭 | 西田 | 向林の2 | 向林 | |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 忍沢 | 腰巻 | 腰巻 | 遠田 | 遠田 | 北山 | 北山 | 南山 | 広見 | 大久保尻 | 大久保尻 | 北畑 | 北畑 | 北畑 | 北畑 | 南平 | 南平 | 長久保 | 長久保 |
| | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | | | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | の2 | の2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

山梨県告示第百二十五号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-------|-------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---------|
| 依施室沢 | 原林沢 | 南琵琶沢川 | 南琵琶沢川 | 西ノ入沢 | 利根川 | がに沢 | 砂袋沢 | 砂袋西沢 | 天狗沢 | 北沢 | 南沢 | 北川 | 畔沢川 | 小田沢 | 北神田 | 北神田 |
| | | 2 | 1 | | | | | | | | | 2 | | 1 | 2 | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
南アルプス市加賀美字鷄士二四九四番九
- 二 道路の幅員
最大幅員一〇・〇〇メートル 最小幅員六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
二九・九八メートル

公 告

● 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次者を指定市町村事務受託法人として指定した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 事務所の名称 笛吹市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- 二 事務所の所在地 笛吹市御坂町栗合八十七番地
- 三 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会
 - 2 主たる事務所の所在地 笛吹市八代町南三百二十六番地一
 - 3 代表者の氏名 会長 古屋 貞次
- 四 指定年月日 平成二十年四月十七日
- 五 受託事務の種類 介護保険法第二十四条の二第一項第二号の事務（要介護認定調査事務）
- 六 居宅サービス等の提供の有無 有

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横内正明

一 調査を行った者の名称
市川三郷町及び甲斐市

二 調査を行った時期
市川三郷町 平成十八年四月一日から平成十八年十二月三十一日まで
甲斐市 平成十八年十一月四日から平成十九年三月十三日まで

三 成果の名称
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
市川三郷町大字大塚の一部地区
甲斐市大字上福沢の一部地区

五 認証年月日
平成二十年五月一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 田中造園
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市湯村一丁目四番二十五号
 - 3 代表者の氏名 田中松男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六四二五号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月六日

山梨県知事 横内正明

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 武田建設
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市中津森三百七十五番地
 - 3 代表者の氏名 武田要
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八一〇五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年五月十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十三日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社治建設工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市里吉一丁目六番四十五号
 - 3 代表者の氏名 大森建治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一七）第六四〇五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年五月十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社タナベコンサルティング

- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山竹森二千八百二十一番地
- 3 代表者の氏名 田邊弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一六）第八八七一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年三月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年五月十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社久保川組
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町福士五千十四番地
 - 3 代表者の氏名 久保川琢磨
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年五月十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 近藤工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町波木井百三十五番地
 - 3 代表者の氏名 近藤憲央

- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第八四二二号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三枝産業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山三日市場二千二十番地一
 - 3 破産管財人の氏名 後藤光利
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一六)第一〇一九号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年四月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 秋山土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田二千四百十三番地
 - 3 代表者の氏名 立川正史
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第一〇二三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

- 仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 深沢工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下山二千三百十九番地一
 - 3 代表者の氏名 深沢一彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第一四三〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年四月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社青野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町千二百二十三番地二
 - 3 破産管財人の氏名 甲光俊一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二三四九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年四月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 トヨタホーム山梨株式会社

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西千四十三番地

3 代表者の氏名 早野潔

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第六六三二号

四 処分の内容 土木工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造

物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十年四月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年四月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 山梨県造園建設業協同組合

2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千四百五十六番地四

3 代表者の氏名 河野富重

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六三九七号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十年四月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年四月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社大石組

2 主たる営業所の所在地 韮崎市龍岡町下條南割九百八十八番地

3 破産管財人の氏名 八巻力也

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第三三三三号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十年四月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年四月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社相伸建工

2 主たる営業所の所在地 甲府市荒川二丁目六番八号

3 代表者の氏名 井尻茂夫

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八六二八号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十年五月一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知が

あつた。

平成二十年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量(基準点測量)

二 作業期間 平成二十年五月十二日から平成二十年十二月二十六日まで

三 作業地域 南巨摩郡早川町及び南都留郡道志村